3. 第３回都市・地域交通戦略推進協議会を開催しました

第3回概要

●日　時：令和４年７月22日（金）
　　午前10時～午前11時
●場　所：府中駅北第２庁舎３階会議室
●出席者：11名（学識経験者、国・都、交通事業者、まちづくり協議会の代表者ほか）
●傍聴者：２名
●主な議題：都市・地域交通戦略における施策の進捗状況、駅周辺の整備前後における歩行者・自転車動線の想定変化、まちづくりにおける地元との連携

【委員の主なご意見】

- 行政あるいは鉄道事業者が主体となったハード整備が進んだ際には、地元が中心となって考えていくソフトな取り組みが重要となり、ハード整備とソフト施策が両輪になって動いていくことで、より魅力ある分倍河原駅周辺地区が形成される。
- 都市・地域交通戦略におけるハード施策だけでなく、まちづくり基本計画におけるソフト施策の視点も含めた総合的な視点で議論をしていきたい。
- 駅前溜まり空間の整備や南北・東西自由通路の整備により、歩行者や自転車の動線が変わることが予測されるため、交通量の変化を定量的に把握できるとよい。
- 商店街における自転車の押し歩きだけでなく、駅前に自転車が入らないようにする検討も必要ではないか。
- まちづくりにおける市と地元との連携について具体的に知りたい。

ホームページもご覧ください

まちづくりニュースは、市のホームページでもご覧になることができます。
また、ホームページだけでなく、市役所まちづくり拠点整備推進本部の窓口でも配布しています。

＜ホームページの開き方＞

1　インターネット上で府中市のホームページを開く。
　　府中市のホームページアドレス　http://www.city.fuchu.tokyo.jp/
2　トップページから「行政情報」の「施策・計画・審議会・協議会」の「施策・計画」を選択する。
3　「都市基盤分野」の「府中市まちづくり推進事業」を選択する。
4　「分倍河原駅周辺地区」を選択する。

発行・問合せ：府中市まちづくり拠点整備推進本部
分倍河原駅周辺整備担当
〒183-0056　東京都府中市寿町1-5　府中駅北第２庁舎
電話：042-335-4371（直通）
Mail：saikai01@city.fuchu.tokyo.jp

分倍河原駅周辺地区まちづくりニュース　第18号

令和5年1月発行

令和5年もより良いまちを目指し、事業を推進してまいります

日頃より、市政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。今回のまちづくりニュースでは、昨年のまちづくりに関する進捗報告として、市と鉄道事業者における基本協定の締結、まちづくりルールの検討に関するオープンハウス、都市・地域交通戦略推進協議会についてお知らせします。今年も引き続き、まちづくりへのご協力のほどよろしくお願いします。

1. 鉄道事業者との基本協定の締結について

本市では、ＪＲ東日本及び京王電鉄と協議を進め、市を含めた３者において、令和４年９月３０日付で基本協定を締結しました。
基本協定とは、分倍河原駅周辺における「駅舎」「自由通路」「溜まり空間」の一体的な整備について、市と鉄道事業者が相互に協力して円滑に事業を進めることを約束するもので基本協定の締結は、事業を進める上での前提条件が整ったことを意味します。

～基本協定締結までの経緯～

①まちづくり提案書の提出及び都市・地域交通戦略の策定(H30)

◆まちづくり提案書
→まちづくり協議会が、地域の意見を踏まえ作成したまちづくりの提案書を市へ提出
【提案内容】
駅舎改良
駅前広場の確保
駅南側跨線橋の掛け替え
東西自由通路の整備など

◆都市・地域交通戦略
→駅舎改良及び駅前空間の整備を含めた地区の交通基盤の整備に関する施策とその実施手順を明記した計画書を策定

②まちづくり基本計画の策定(R2)
→まちづくり提案書や都市・地域交通戦略を踏まえ、17の施策としてまとめた基本計画を策定
→自由通路及び溜まり空間の整備、また、駅舎改良の促進等について施策として決定

③覚書の締結(R3)
→整備範囲等を定めた覚書を市と鉄道事業者で締結

④基本協定の締結(R4)
→事業の前提となる基本協定を鉄道事業者と締結

⑤今後の流れ
→整備を具体化していくため、引き続き鉄道事業者と協議を進め、設計等に取り組む

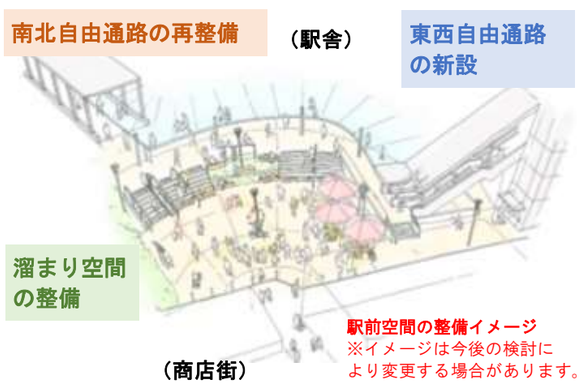

駅前空間の整備イメージ
※イメージは今後の検討により変更する場合があります。

2. まちづくりルールの検討に関するオープンハウスについて

●日　時：令和４年９月３日（土）
●場　所：片町文化センター１階ロビー
●来場者数：58 名
●内　容：分倍河原駅周辺地区において、地域の皆さまと検討しているまちづくりルールについてパネル展示により説明し、ご意見をいただきました。

～当日説明した主な内容～

①まちづくりルールの検討経緯

地区の課題や地元からの提案を踏まえ、市はまちづくり基本計画を策定し、まちづくりルールの検討を施策として決定しました。現在は地域の皆さまとまちづくり誘導計画の内容について検討しています。

◆良好な商店街の形成
◆良好な景観の保全・活用
◆良好な居住環境の保全
◆まちづくりのルールづくり
（施策一部抜粋）

まちづくり誘導計画とは

地域まちづくり条例に基づき、地区のまちづくりの方向性を示すもので、地区の目標・方針・具体的ルール等を定めます。なお、権利制限はありません。

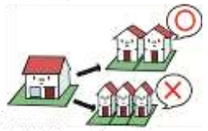

ルールの例　敷地の細分化を防止し、ゆとりある敷地規模を確保する

②商店街区域及び北西側住宅区域におけるまちづくり誘導計画の検討

まちづくり誘導計画の検討にあたっては、地区の課題を踏まえ、商店街区域及び北西側住宅区域の住民・権利者の皆さまと一緒に地区計画等検討会にて検討を進めています。

昨年度の地区計画等検討会では、商店街区域及び北西側住宅区域における「地区の目指すべき姿」を住民・権利者の皆さまに決めていただきました。

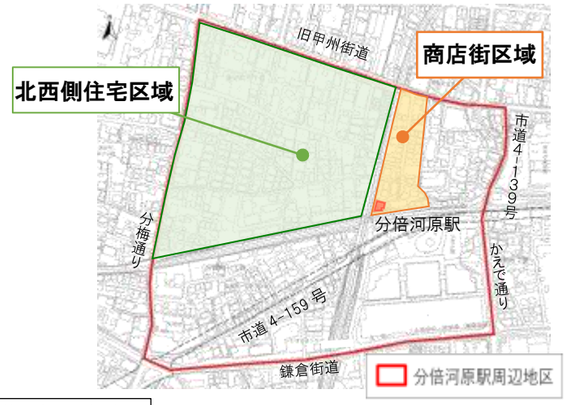

地区の目指すべき姿

災害に配慮した動線の確保とゆとりある居住環境を保全する。（北西側住宅区域）

駅から商店街にかけて歩行者が気持ちよく安全に歩くことができ、魅力ある店舗が集積したにぎわいある商店街を形成する。（商店街区域）

→現在、「地区の目指すべき姿」を実現するための「具体的ルール」（※3 ページ参照）を検討しています。

～検討中のまちづくりルールについてご意見をいただきました～

北西側住宅区域にて検討中のルール

①ゆとりある敷地規模を確保すること
②適切な隣棟間隔を確保すること
③幅４m未満の狭い道路は、拡幅を進めること

④地震時に倒壊のおそれがあるブロック塀はやめて、生け垣やフェンスにすること
⑤建物の色彩等はまちの景観に配慮して、落ち着きのあるものとすること

①ゆとりある敷地規模の確保について
- 相続のことを考えると土地を切り売りすることは仕方がないと思う。

②適切な隣棟間隔の確保について
- 建物の適切な隣棟間隔の確保は特に賛成である。

③幅4m未満の道路の拡幅の推進について
- 歩行者と自転車の通路空間の確保が大切である。

④ブロック塀の制限について
- ブロック塀は高さ制限をし、全体的に低くしてほしい。
- 生け垣に変えると手入れが必要となり住民の負担となる。

⑤建物の色彩について
- 建物の色は落ち着いた色が良く、色彩のルールを設けることはいいことだと思う。
- ①のゆとりある敷地規模の確保のルールと合わせて、建物の色彩のルールは賛成である。

商店街区域にて検討中のルール

①歩行者の安全性を確保するため、自転車の押し歩きを推奨すること
②立て看板や自転車等は道路上に置かず、店舗の敷地内にスペースを設けること（壁面後退）

③自動車の時間帯通行規制等により、歩行者の安全性を確保すること
④荷捌き車両の駐車場の確保等により、荷捌き車両の路上駐車を抑制すること

①自転車の押し歩きについて
- 高齢者は特に危ないので、いいルールだと思う。
- 安全面では押し歩きはいいと思うが、ルールにするかしないかはどちらでもよい。
- 商店街に自転車を入れない検討も必要。

②壁面後退について
- 看板を収めるためのセットバックのルールは良いと思う。
- ベンチを置くなど人が留まる空間を作りたい。
- 自転車を停めるスタンドがあるとよい。
- セットバックしてそこで事故がおきるとどうなるのか気になる。

③自動車の時間帯通行規制について
- 通常時は、通勤時ほどの混雑ではないため、自動車は時間帯によっての通行規制がよい。
- 自動車が入ってきて、危険な通りとならないようにしたい。

④荷捌き駐車場の確保について
- 時間帯により、荷捌き駐車場に停めさせるのも良いと思う。